

- 【表紙】
- 【提出書類】 変更報告書 No.6
- 【根拠条文】 法第27条の25第1項
- 【提出先】 関東財務局長
- 【氏名又は名称】 株式会社 J・M・T 代表取締役 横川 端
- 【住所又は本店所在地】 東京都港区南麻布5丁目2番5 - 601号
- 【報告義務発生日】 平成28年3月22日
- 【提出日】 平成28年3月23日
- 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
- 【提出形態】 その他
- 【変更報告書提出事由】 1．当該株券等に関する重要な契約の一部変更(当事者間の合意により、提出者の信託株数を60万株増やし110万株とし、他の当事者の一人である横川 紀夫氏の信託株数を60万株減らし195万5千株とすることとした。)
2．保有株券等の内訳の変更(上記提出事由1．に伴う変更)

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヴィア・ホールディングス
証券コード	7918
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社 J・M・T
住所又は本店所在地	東京都港区南麻布5丁目2番5 - 601号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成16年11月1日
代表者氏名	横川 端
代表者役職	代表取締役
事業内容	有価証券の売買及び運用

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	鎮目 正之
電話番号	03-5770-1701

(2)【保有目的】

純投資（資産の有利な運用）

(3)【重要提案行為等】

--

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)		866,100	1,100,000	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A		-	H
新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	866,100	P 1,100,000	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			1,966,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年3月22日現在)	V	29,166,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.74
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		8.08

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者、横川 紀夫（以下「横川」という）及び株式会社HSM（以下「HSM」といい、提出者、横川及びHSMを個別に「各委託者」、総称して「委託者」という）は、野村信託銀行株式会社（以下「本受託者」という）との間で、保有株券等のうち、それぞれ1,100,000株、1,955,000株、500,000株について、管理有価証券信託契約（以下、個別に又は総称して「本件信託契約」という）を締結しており、提出者は、横川及びHSMとの間の委託者間契約において、本件信託契約に基づき各委託者が本受託者に信託した発行者の株式（以下「本信託株式」という）について、以下を含む合意をしています。

持株数の維持

各委託者は、本件信託契約に基づき受託者のRiver-Side-Brothers信託口に信託する対象会社の株式（以下「本件株式」という）の合計数を3,555,000株以上に維持しなければならない。

本件信託契約の解約の制限等

各委託者は、所定の場合を除き、他の委託者全員の事前の書面による承諾を得なければ、自己が委託者である本件信託契約の全部若しくは一部を解約又は変更することができない。

信託受益権譲渡の制限等

各委託者は、他の委託者全員の事前の書面による承諾を得て、かつ、本件信託契約に基づく委託者たる地位とともに譲渡する場合でなければ、本件信託契約に基づく信託受益権（以下「本件受益権」という）を第三者に譲渡してはならず、また、他の委託者全員の事前の書面による承諾を得なければ、本件受益権を担保に提供してはならない。なお、各委託者は、本信託株式の議決権行使につき、各自の裁量により本受託者に指図を行うことができ、上記委託者間契約により、当該指図につき何らの制限も設けておりません。また、各委託者は、上記委託者間契約により、共同して、対象会社の株式を取得し又は譲渡することを合意するものでもありません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	0
借入金額計（X）（千円）	1,344,912
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,344,912

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
横川 端	個人		東京都港区南麻布5丁目2番5-601号	2	1,334,848
りそな銀行（東京営業部）	銀行	東 和浩	東京都文京区後楽2-5-1	2	10,064

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地